

# 住宅関連の支援制度をまとめています

※担当課への問い合わせは、祝日を除く月～金曜の午前8時半～午後5時半をお願いします

<被災相談窓口で受け付け・相談>

表の数値は支援の**上限額**です

被災証明書の判定結果	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	<b>【1】被災者生活再建支援金</b> お住まいの住宅に大きな被害を受けた世帯へ支援金を支給 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169	400 万円	300 万円	150 万円	50 万円	—
住宅の再建方法などによって異なります。						
<b>【2】被災者住宅応急修理&lt;6/28まで&gt; <b>受付期限延長</b></b> 日常生活に不可欠な部分の現状復旧 《公共建築課》 ☎ 025-226-2880	修理して居住可能となる場合は対象になる場合あり	170.6 万円	120.6 万円	120.6 万円	64.3 万円	—
<b>【3】 <b>拡充</b> 液化化等被害 住宅修繕支援</b> 宅地内のカーポートや物置を含む外構工事も対象 《公共建築課》 ☎ 025-226-2880	100 万円	100 万円	50 万円	50 万円	30 万円	10 万円
住宅の床の傾斜修繕やその付随工事をする場合、追加で支援します。(上限50万円)						
<b>【4】 <b>拡充</b> 液化化等被害 住宅建替・購入支援</b> 新潟市内で家の購入や建て替えをした場合に支援 <3月21日受付開始> 《建築保全課》 ☎ 025-226-2864 ※詳細は3/10までに新潟市ホームページで公表します	100 万円	100 万円	50 万円	—	—	—
その場で建て替えをする場合、住宅の沈下防止費用を追加で支援します。(上限50万円)						
<b>【5】被災者転居費支援&lt;3月21日受付開始&gt;</b> 引越し業者の領収書などが必要 《住環境政策課》 ☎ 025-226-2813 ※詳細は3月中旬に新潟市ホームページで公表します	○	○	○	○	—	—
引越し費用の1/2を支援します。(上限15万円)						
<b>【6】水道料金・下水道使用料の免除</b> 《水道局コールセンター(水道料金)》 ☎ 0120-411-002 《下水道部経営企画課(下水道使用料)》 ☎ 025-226-2959	○	○	○	○	○	○
令和6年1月1日を含む期間(通常2カ月分)を全額免除します。※漏水による使用量増加に対する減免もあり						

※3月8日から、【2】【3】の申請手続きは「事前予約制」から「会場受け付け順」になります(すでに予約済みの方は、予約日時に会場へお越しください)

<その他の窓口で受け付け・相談>

<b>【7】被災した家屋等の解体・撤去</b> 《循環社会推進課》 ☎ 025-226-1391	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合、全額公費で解体・撤去	申請には事前予約が必要 予約先：廃棄物対策課 ☎025-226-1411
<b>【8】被災ブロック塀等撤去工事補助</b> 《建築行政課》 ☎ 025-226-2841	<b>被災証明書不要</b> 道路などに面した危険なブロック塀などの撤去工事費の3分の2を支援(上限20万円)	申請先 建築行政課(古町ルフル6階) ※西・江南区の被災相談窓口でも受付可 ▲3/29まで(既に撤去済みの場合)
<b>【9】私道の災害復旧</b> 《道路計画課》 ☎ 025-210-5288	<b>被災証明書不要</b> 地震の影響で日常生活に支障が生じている私道の原形復旧工事を支援(上限あり)	申請先 区役所建設課 ▲3/29まで
<b>【10】災害援護資金貸付</b> 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169	返済あり 所得制限あり 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊、もしくは、家財に価額の3分の1以上の被害がある場合に申請可能	申請先 福祉総務課(市役所本庁舎1階) ▲4/30まで
<b>【11】住宅再建資金の融資に対する利子補給</b> 《建築行政課》 ☎ 025-226-2837	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊の方が対象 (貸付利率の1%上限・融資限度額あり)	申請先 建築行政課(古町ルフル6階)

その他のお問い合わせは、新潟市役所コールセンターへ ☎025-243-4894 【受付時間】午前8時～午後9時